

## 船橋市食品衛生関係行政処分取扱要領

第1 食品衛生法（以下「法」という。）に基づく許可の取消し、営業の禁止及び停止、その他必要な処分はこの要領の定めるところによる。ただし、他の特別の定めがある場合はこの限りでない。

第2 保健所長は、法第59条から第61条までの規定に基づき営業停止処分等を行おうとするときは、別表に定める基準によるものとする。

第3 保健所長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、営業の禁止又は営業許可の取消処分を行うものとする。

- (1) 違反事実が悪質で、営業を継続させることが不相当であると認めたとき。
- (2) 危害発生の状態が継続していると判断される時。

第4 保健所長は、第2及び第3の決定に基づいて営業の禁停止を行うに当たって、営業の範囲（一部若しくは全部）を限定する場合は、違反の規模及び内容等により危害排除の実効を伴うよう配慮すること。

第5 保健所長は、違反の内容が極めて軽微であり、当該違反者について改しゅんの情が顕著で、かつ情状酌量の余地が十分あると認められるときは、第2及び第3の規定にかかわらず、指導処分として始末書等の提出を求めてその処分を軽減することができるものとする。

第6 保健所長が行う行政処分のうち、次の命令についてはそれぞれ別紙様式により命令書を交付するものとする。

食品営業許可の取消	第1号様式
食品営業禁止命令	第2号様式
上記の命令の解除	第3号様式
食品営業停止命令	第4号様式
営業施設の整備改善命令	第5号様式
物品の廃棄命令	第6号様式
食品の転用命令	第7号様式
その他の措置命令	第8号様式
給食施設の禁停止命令	第9号様式

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年2月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。

なお、食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）附則第2条の対象となる事業者は、該当する法令を適用する。

第 1 号様式

第 号

年 月 日

氏名 様

(法人の場合はその名称、所在地及び代表者の氏名)

船橋市保健所長

食品営業の許可の取消について

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 条に違反したので同法第  
条の規定により、下記のとおり食品営業の許可を取り消します。

記

- 1 営業所所在地
- 2 屋号又は称号
- 3 営業の種類
- 4 許可年月日
- 5 許可番号
- 6 取消の内容
- 7 理由

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。

第 2 号様式

第 号

年 月 日

氏名 様

(法人の場合はその名称、所在地及び代表者の氏名)

船橋市保健所長

### 食品営業の禁止について

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 条に違反したので同法第  
条の規定により、下記のとおり食品営業の禁止を命ずる。

### 記

- 1 営業所所在地
- 2 屋号又は称号
- 3 営業の種類
- 4 許可年月日
- 5 許可番号
- 6 禁止の内容
- 7 理由

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。

第3号様式

第 号

年 月 日

氏名 様

(法人の場合はその名称、所在地及び代表者の氏名)

船橋市保健所長

食品営業の禁止の解除について

年 月 日付け 第 号で命じた下記にかかわる食品営業の禁止を解除する。

記

- 1 営業所所在地
- 2 屋号又は称号
- 3 営業の種類
- 4 許可年月日
- 5 許可番号
- 6 理由

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

氏名 様

(法人の場合はその名称、所在地及び代表者の氏名)

船橋市保健所長

食品営業の停止について

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第 条に違反したので同法第 条の規定により、下記のとおり食品営業の停止を命ずる。

記

- 1 営業所所在地
- 2 屋号又は称号
- 3 営業の種類
- 4 許可年月日
- 5 許可番号
- 6 営業停止期間
- 7 営業停止の内容
- 8 理由

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

氏名 様

(法人の場合はその名称、所在地及び代表者の氏名)

船橋市保健所長

食品営業施設の整備改善命令について

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 54 条の規定による施設規準に違反したので同法第 61 条の規定により、下記のとおり食品営業施設の整備改善を命じる。

記

- 1 営業所所在地
- 2 屋号又は称号
- 3 営業の種類
- 4 許可年月日
- 5 許可番号
- 6 整備改善を要する事項
- 7 理由

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。

氏名 様

(法人の場合はその名称、所在地及び代表者の氏名)

船橋市保健所長

廃棄について

食品衛生法（昭和 2 2 年法律第 2 3 3 号）第 条に違反したので同法第 5 9 条の規定により、下記のとおり の廃棄を命ずる。

なお、廃棄にあたっては食品衛生監視員の指示にしたがって実施し、措置報告をすること。

記

- 1 品名
- 2 数量
- 3 廃棄の方法
- 4 理由

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。

氏名 様

(法人の場合はその名称、所在地及び代表者の氏名)

船橋市保健所長

転用について

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第 条に違反したので同法第59条の規定により、下記 の食用外（ を除く。）への転用を命ずる。

なお、転用にあたっては食品衛生監視員の指示にしたがって実施し、措置報告をすること。

記

- 1 品名
- 2 数量
- 3 転用方法
- 4 理由

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

氏名 様

(法人の場合はその名称、所在地及び代表者の氏名)

船橋市保健所長

について

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 条に違反したので同法第  
59 条の規定により、下記のとおり を命ずる。

記

- 1 営業所所在地
- 2 屋号又は称号
- 3 営業の種類
- 4 許可年月日
- 5 許可番号
- 6 品名
- 7 数量
- 8 理由

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。

氏名 様

(法人の場合はその名称、所在地及び代表者の氏名)

船橋市保健所長

給食施設の使用（禁止）停止について

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第 条に違反したので同法第68条の規定により、下記のとおり給食施設の使用（禁止）停止を命ずる。

記

- 1 給食の種類
- 2 施設の所在地
- 3 使用停止の期間
- 4 使用停止の内容
- 5 理由

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

別表 食品衛生法に基づく行政処分の基準

違反条項	法第68条			違反内容	適用法条	処分内容と営業停止期間		
	第1項	第2項	第3項			廃棄その他の処置	整備改善命令	営業停止日数
第6条	1号	○	○	腐敗・変敗又は未熟な食品又は添加物の販売等	第59条 第60条	○		1～10
	2号	○	○	有毒・有害物質の含有・付着又は疑いがある食品又は添加物の販売等	〃	○		1～10
	3号	○	○	病原微生物による汚染又は疑いがある食品又は添加物の販売等	〃	○		1～10
	4号	○	○	不潔・異物の混入又は添加等がある食品又は添加物の販売等	〃	○		1～5
第7条第1項、第2項及び第3項				新開発食品等の販売	第60条			1～10
第8条第1項				指定成分等含有食品による健康被害等情報の届出義務違反	〃			1～10
第9条第1項	○			特定の国、地域で製造等された食品又は添加物の販売等	第59条 第60条	○		1～10
第10条				病肉等の販売等	〃	○		3～10
第11条				重要工程管理の措置等が講じられた食品等以外の輸入	〃	○		1～10
第12条	○			指定外添加物等の販売等	〃	○		3～10
第13条第2項	○	○		規格基準に合わない食品等の製造販売等	〃	○		1～10
	○	○		規格基準に合わない添加物の製造販売等	〃	○		3～10
第13条第3項				一定量を超える量の農薬等が残留する食品の製造販売等	〃	○		1～10

第 16 条	○		○	有毒有害な器具又は容器包装の販売等	〃	○		1～7
第 17 条第 1 項	○		○	特定の国、地域で製造等された器具又は容器包装の販売等	〃	○		1～7
第 18 条第 2 項	○		○	規格基準に合わない器具又は容器包装の製造販売等	〃	○		1～7
第 18 条第 3 項			○					
第 19 条第 2 項	○			表示基準に合わない食品等の販売等	第 60 条			1～2
第 20 条	○			虚偽の又は誇大な表示又は広告	第 59 条 第 60 条	○		1～5
第 25 条第 1 項	○		○	検査合格表示が付されていないものの販売等	第 60 条			1～5
第 26 条第 4 項	○			検査結果の合格通知のないものの販売等	〃			1～5
第 48 条第 1 項	○			専任の食品衛生管理者の設置義務	〃			1～2
第 50 条第 2 項	○			有毒、有害物質の混入防止措置基準の遵守義務違反	〃			1～5
第 51 条第 2 項			○	営業施設の公衆衛生上必要な措置の基準の遵守義務違反	〃			1～3
第 52 条第 2 項				器具又は容器包装を製造する営業施設の公衆衛生上必要な措置の基準の遵守義務違反	〃			1～3
第 53 条第 1 項				器具又は容器包装の販売説明義務違反	〃			1～3
第 54 条	○		○	営業施設の業種別基準違反	第 61 条		○	1～3
第 55 条第 2 項第 1 号及び第 3 号	○			営業許可の欠格事項に該当	第 60 条			1～10
第 55 条第 3 項	○			営業許可の条件に違反	〃			1～3
上記違反条項が 2 以上の場合					第 60 条～第 61 条	停止期間の長い適用法条による		